

刑産複合体の出現

——刑務所民営化の背景にあるもの——

フィリップ・J・ウッド

CAPITALIST PUNISHMENT: Prison Privatization & Human Rights.
Coyle, Campbell and Neufeld eds. (Clarity Press, Inc., Zed Books, 2003)
Chapter 1: The Rise of the Prison Industrial Complex in the United States/
by Phillip J. Wood

紹介者：笹倉香奈

一 論文の紹介

本論文⁽¹⁾では、合衆国における刑務所の民営化の背景にある、刑産複合体
Prison Industrial Complex⁽²⁾の出現過程が明らかにされている。まず刑産複合
体の三つの特徴が検討され、次にこの考察に基づき、刑産複合体の出現の原因
に関する様々な見解が明らかにされる。従来、刑産複合体は、犯罪増加への対
応策やアメリカの特殊な文化の産物として、または刑務所の拡大によって利益
を受ける有力な社会アクターが存在するために出現したと理解されてきた。し
かし、本論文では、刑産複合体が、実は、戦後アメリカの経済・社会の大きな
変革の一部として登場したとの位置づけが行われている。

1 刑産複合体の特徴

刑産複合体には、三つの特徴がある。すなわち、拘禁の増加、民営化、刑罰の退行である。

(1) 拘禁の増加

第一は、被収容者数の急増である。⁽³⁾ 刑務所人口は、1970年代に53%上昇し、1980年代にほぼ二倍(+115%)になり、1990年代にはさらに77%上昇した。この増加は、南部諸州で特に著しい。

1994年以降、刑務所人口の年次増加率は減少しているが、母数が極度に多いため、2000年の増加率1.3% (1972年以降の最小値) でも27000名にも相当する。2001年現在、合衆国は全世界の人口の5%を有するが、世界のほぼ四分の一の被収容者を抱えていると推定されている。その拘禁率は世界一であるとの評価も存在する。矯正の監督下にある者(刑務所・ジェイルにいる者、仮釈放若しくは保護観察に付されている者)の数は、現在は650万人に上っている。これは成人人口の3.1%にあたる。これを受けて、政府の行刑に関する費用も増大している。1980年には700億ドル以下であった行刑費用は1997年には4350億ドルにも達した。刑事司法に関わる費用は、1997年には1兆3000億ドルであり、これは当該年度の防衛費用の約半分にもものぼる。

(2) 民間部門の関与の増加

第二の特徴は、行刑産業における民間企業の影響力の増大である。まず、量的な変化がある。被収容者と刑務所とが増えれば増えるほど、以前から刑務所の運営に関わってきた民間企業(建設、食料、医療・教育、輸送、通信その他の業務を提供している会社等)にとっては、契約数もその規模も大きくなることは当然である。これに要した費用は1995年では併せて約110億ドルに上る。

しかし、この他に、重要な質的变化が存在する。拘禁ブームは刑務所の土地

需要を急増させたのみならず、長引く不況、中流層の納税への抵抗感、公的資源の枯渇、国際的な民営化の動きと時期を同じくし、かくして民営刑務所が誕生したのであった。

合衆国における行刑の民営化拡大が始まったのは1980年代中頃である。この時期に、過剰拘禁対策として、民間委託がとられることになった。需要の急増と「市場」の拡大とによって、民間行刑企業の企業価値は1990年代に急上昇した。

司法統計局によれば、2000年末には、州の約6%、連邦の約11%にあたる被収容者が民営施設に拘禁されている。⁽⁴⁾ とりわけ南部の州において民間企業が多用されていることが注目される。

他の民間企業も刑務所に注目している。例えば、ウォール街の大投資会社である。また、被収容者の労働力が、マイクロソフト社、ボーイング社、スターバックス社その他の企業によって利用されている。さらに、高性能の監視・統制技術を使ってコスト削減を狙う民営刑務所は、防衛受託業者にとって、冷戦後の新たな販路となっている。

(3) 刑罰の退行

三つ目の特徴は、ラジノヴィッツ卿の言葉を借りれば、「刑罰の退行」と呼ばれる。これは、行刑システムが「粗野でシニカルになり、…民主的社会においては司法機関と切り離されてはならない…政治的・社会的・道徳的性質の諸原理を軽視する」⁽⁵⁾ 傾向にあることを意味する。アメリカの場合、マイノリティーの極度に高い拘禁率、社会統制の手段としての暴力への寛容の高まり、行刑目的が社会復帰から懲罰・拘禁に変わったことなどが、主要な退行傾向である。

人種差別主義者による「法と秩序運動」は、合衆国において長い伝統を持つ。現在の人種差別的な犯罪の諸類型は、かつての人種差別法⁽⁶⁾よりも表現はたくみである。しかしながら、人種差別的な選別、アフリカ系アメリカ人の居住

区と貧困層の薬物依存とをターゲットにした「薬物闘争 war on drugs」、不寛容主義的な都市警察活動、そして「三振法」などは、現代社会とは調和しない刑務所システムを作り出している。⁽⁷⁾

アメリカの被収容者の特徴は、アフリカ系であること、そして薬物事犯者であることである。さらに、行刑改革団体である Sentencing Project によれば、1999年、収容前に解雇されていた被収容者が全体の三分の一存在した。量刑判決の1年前において、拘禁されていなかった者に関しては、三分の一が5000ドル以下の年収しかなかった。被収容者の65%が高校中退者である。Eric Schlosser は、1998年の著作⁽⁸⁾において、70%の被収容者は読み書きができず、20万人が精神病患者であるのではないかと推定している。

加えて、経費削減によって刑務所におけるサービスと人件費とが切りつめられている。Schlosser によれば、薬物治療は、それを実際に必要とする者の十分の一にしか施されていない。刑務所図書館と教育プログラム、運動施設は著しく縮小された。処遇プログラムに代わって、マイクロソフト社のソフトの包装作業、最近再導入されたチェイン・ギャング等が行われている。民営企業における電子監視はコスト削減につながるが、刑務官と被収容者双方のストレス・暴力性を高める。秩序は、刑務所内ギャングの二次的な規律によって保たれている。結局、再犯率は高く、刑務所は犯罪を再生産する場となっている。

2 刑産複合体の出現に関する説明

従来、刑務所人口増加は犯罪率増加の必然的な結果であると説明されてきた。高い犯罪率は、一部の論者によれば、アメリカ文化の特殊性によって説明される。すなわち厳格な個人主義と、そして裁判所によって保障される武器への簡単なアクセスとである。経済変動の影響の結果、アメリカの歴史的に高い犯罪率が生み出されてきたと説明されることもある。しかし、これらの事実は証拠によっては裏付けられない。

(1) アメリカは特殊か？

1960年以降、アメリカ全体の犯罪指数と拘禁率とはともに上昇しているものの、これら二つのデータには何の関連性もない。⁽⁹⁾ また、犯罪率や拘禁率の変動は、失業率などの景気変動を示すデータとも合致しない。拘禁ブームは犯罪率の変化の直接的な結果ではなく、ここ30年における刑事立法の産物である。

また、アメリカの文化的な特殊性の影響は凶悪犯罪が多いことにある、という主張も、数字によって裏付けられない。犯罪率を凶悪犯罪とそれ以外とに分けても、上述の構図はそれほど変わらない。⁽¹⁰⁾ 凶悪犯罪で拘禁される者の占める割合は、拘禁ブームを通じて減少しつつある。1990年代には、刑務所に送られた者のうちの三分の二以上が非凶悪犯罪事犯者であり、他国では拘禁刑さえ科せられない、窃盗、薬物、公共秩序事犯者である。

さらに、国際比較を行うことによってもアメリカの特殊性は裏付けられない。犯罪率の減少、政策による拘禁率の増加、刑務所の民営化、人種・民族的少数者の不公平な被害者化、悪化しつつある拘禁条件等の傾向は、カナダ、オーストラリア、イギリス等においても存在する。これらの諸国をみるかぎり、アメリカの特殊性は説明できない。

(2) アメリカにおける刑産複合体出現の原因——拘禁の政治的「利用」——

アメリカにおける刑産複合体の出現を説明するためには、刑務所人口の多さだけではなく、30年にも渡って刑務所人口が増加し続けてきたという事実をも説明せねばならない。それは短期的な経済不況とは明らかに関係がなく、犯罪率を反映したものというよりは、政治によって作り出されたものである。また、民営化と刑罰の退行という、質的な側面に関する二つの要因をも説明しなければならない。さらに、アメリカの特殊性についても説明されなければならない。

その答えは、1960年代後半以降合衆国を悩ませてきた、二つの根本的な危機（すなわち、1960年代の公民権運動と新左翼の台頭とによってもたらされた

「民主主義の危機」と、1970年代前半から起こり、長期の経済構造改革の原因となった「経済危機」と)において、犯罪と刑罰に関する問題が政治問題として取り扱われてきた経緯を見ることで明らかになる。戦後の革新的・ケインズ主義的な政策の有効性への疑念を生じさせ、アメリカ国家を変革したこの二つの危機により、行刑の拡大的・民営的・退行的傾向が生み出された。刑事司法システム以外の様々な公共問題に対応するために、刑務所、刑罰と民間企業が利用された。

① 民主主義の危機と「南部戦略」政策

1960年代と1970年代初頭の「民主主義の危機」は、ニクソン時代に「南部戦略」と呼ばれる、法と秩序政策の発現をもたらした。この戦略は、新左翼・公民権運動を犯罪・道徳的退廃に結びつけ、現状への批判を社会崩壊の証拠であると位置づけることで、大衆の支持を取り付けた。その目的は、端的に言えば、南部の白人保守層の民主党離れを促し、1960年代の革新的改革を逆行させることであった。1964年に大統領候補となったゴールドウォーターは法と秩序キャンペーンを採用し、州の権限を強化することを主張し、1964年の公民権法を批判した。1968年と1972年、そしてその後の大統領選においても、他の候補によってこの政策が引き継がれた。また、隠された人種差別が南部以外の地域にもあることが発見され、政治的に利用された。

この過程で、様々な社会政策に関する問題——例えば、税金、福祉と福祉「依存」、犯罪と警察活動、刑務所の建設、個人の権利対社会的責任、アフターマティブ・アクション、薬物規制、公営住宅等——が人種差別的表現によって語られた。逆に、社会政策に関する議論は、人種的反動の手段となった。納税者たちは、福祉国家は好ましくない社会的行動を支援しているのみならず、多数の下層民たちを再生産し、犯罪者を生み出すと信じ込ませられた。

反動的大衆主義の伝統的な欠点は、スケープゴートを見つけ出すことはできるものの、解決策を提示できない、という点である。そこで刑事司法が利用された。このような考え方を極度に推進したハーンスタインとマレーは、新しい

「拘禁国家」という形態をとることを主張した。それは「最下層階級」を分離して押し込めておき、監視技術を発展させ拡大させ、福祉の提供先を替え、刑罰を充実させ、刑務所を増設するというものであった。一部の論者が指摘するとおり、刑産複合体の出現により、このことはすでに現実となりつつある。

② 経済危機、構造改革と社会統制

行刑産業の変革の、第二の重要な要因は、1960年代後半から始まった経済危機とそれに続く構造改革とである。いいかえると、人種的反動と犯罪化の物的な基盤は、労働市場における政策と、1980年代に始まった新たな資本蓄積戦略に付随する社会的周縁化とである。

1960年代に南部の諸州において出現し、全国的な社会政策の機動力となった文化的人種的反動は、南部における「資本蓄積戦略」に対応している。

南部における資本蓄積戦略は、低賃金、労働集約、搾取的生産、労働組合弾圧などを基礎におく。低賃金に加え、南部は特に企業に対する税金が低く、アフリカ系アメリカ人と貧困白人に対する社会福祉事業の提供が少ない地域である。また、法によって人種差別的な政治的経済的秩序を維持するという伝統がある。例えば19世紀の囚人貸出、1890年のマグノリア・フォーミュラ⁽¹¹⁾などが挙げられる。経済的手法による統制ができなかった南部の農場主や企業主たちは、刑罰と人種差別とを用いた。その結果、南部は不自然に高い刑務所人口を有し、刑務所内の条件は酷いものであった。1971年、リベラルな刑事司法政策の末期において、南部における拘禁率は北東部のそれに比べ220%も高かった。

ニュー・ディール後、南部の資本蓄積戦略は、フォード式体制を全国化しようとする様々な試み——ワグナー法、公正労働基準法、南部作戦 operation dixie 等々——によって危険にさらされた（いわゆる「南部のアメリカ化」）が、存続を続けた。そうして、1960年代後半から1970年代初頭の経済危機のもと、1980年以降の全国的な経済構造改革のひな形となったのであった。

レーガン主義は、イギリス等と同じく、経済危機に対して、低い賃金と、輸出に基礎をおいた収益蓄積戦略で対応するという戦略を採った。これは、資本

と労働の力の均衡関係を全く変えた。その達成のため、レーガン政権は税制改革を行った。それは小さい国家を目指したものであり、企業や富裕層を利し、その結果、収入と富の分配は分極化した。連邦準備金銀行の金利引き上げの決定によって、大規模な産業不況、失業と不完全雇用の増加、貧困率の増加がおこり、パート・タイムや「フレキシブルな」就労形態が拡大した。雇用不安は最大化され、賃金と利益を下げるために用いられた。環境、職場、消費者保護は弱められ、公共サービスは縮小されるか民営化された。

1970年代以降、社会学者やその他の観察者たちは、「アメリカの南部化」を指摘している。地域的な資本蓄積及び統制戦略に関する戦いにおいて、少なくとも現段階においては南部が勝利を取めている。

1960年代に始まった反民主主義的な人種・文化的反動と、1980年代の経済構造改革は、パーレンティやその他の者が指摘するとおり、明確に関連している。一般的な社会的道徳の再構成を行ったという意味においては、前者は、経済生活の構造を変え、重労働、規律と自己責任を強化し、伝統的な文化的信仰を正当化することにも役だった。サッチャー主義の社会存在論——すなわち、コミュニティや社会ではなく、個人や家族のみを重視するという考え方——に支配された雰囲気のもと、「許容しがたい行動」に対応する手段として、社会全体の変革よりは個々の処罰が肯定された。

このような流れの中で、1980年代には急激に拘禁率が上昇した。10年後、クリントン政権のトライアングレーション戦略と「第三の道」政策は、レーガノミクスの主要な要素を承継して新自由主義の支配へと導き、マイノリティー集団をますます周縁化している。刑罰の拡大はとどまるところを知らず、1990年代には猛烈な率で急上昇した。

3 刑産複合体の今後

刑産複合体の観察者の一部は、行刑ビジネスの歩みが止まりつつあるという。すなわち、1990年代末に拘禁率の増加率は減少し、2000年には刑務所シス

テムにおける民間のシェアが明確な減少をみせた。一部のコミュニティにおいては、刑務所建設によって利益を得た小さい町や地方の収支のバランスが疑問視され始めている。一部の超重警備施設における収容条件に関して、American Civil Liberties Union は連邦に公民権訴訟を提訴している。カリフォルニアのプロポジション36は、薬物所持犯罪に関して、拘禁を強制的薬物治療で代替しており、少なくとも一年で州の新収容者を最大で37000人減らすであろうと考えられている。2001年11月、カリフォルニア連邦控訴裁判所は、ビデオカセットを盗んだことによって、同州の三振法により、50年の刑を宣告されたことは残虐で異常な刑罰にあたるとの判断を下した。

しかしながら、行刑ビジネスの台頭を未だに支えている出来事に注意を払う必要がある。プロポジション36の提案から遡ること数ヶ月、カリフォルニア州民はプロポジション21を採択した。これは暴力団関連の犯罪に対する刑罰を大幅に拡大し、他方でこれら暴力団関連の犯罪成立の敷居を低くした。

現在、刑産複合体がどのくらいまで存続するかが問われている。その推定を行う方法の一つは、刑産複合体の構成員の相互作用に着目し、その自己規制的、自己拡張的な性格について検討することである。刑産複合体の受益者は財政その他の利益が大きければ大きいほど多くなる。拘禁率の上昇は、企業に対して利益算出の機会を増大させる。政治家や官僚は企業による金銭的寄付、厳罰化で利益を得る。とくに南部の政治家は、凶悪犯の公民権剥奪法による、アフリカ系アメリカ人選挙民の激減によって利益を得る。刑務官組合は民営化には反対するものの、刑務所の拡大によって政治的発言力が強化されるから、被収容者と刑務所の増加を求めて激しいロビー活動を行う。小都市や地方のコミュニティは、刑務所建設による、職の創設と、人口と税金の移動を期待する。刑産複合体は経済変動の影響を受けないため、軍事産業と同じく、不況時には自動的なケインズ式安定装置として働く可能性がある。

しかし、刑産複合体が今後も存続することの最も説得力のある理由は、その起源であり、アメリカの発展を現在なお形成し続けている史的構造や原動力に

あるといえよう。すなわち、19世紀以降の南部の特徴であった、不均衡に巨大で人種差別的な刑罰システムの全国化の条件が、20世紀の最後の30年間における、民主主義への反乱、経済的危機とグローバリゼーションによって整備され、「自由な経済と強い国家」が再度強調され始め、やがて刑務所が増設された、という構造である。

思想、制度、政策その他はそれを受け入れる人々や組織の人数によって有力であるとみなされるのではなく、世界において支配的な社会的・政治的構造にどの程度そぐうものかによってその強さが測られる。刑産複合体の出現を導いた構造や流れ——アメリカ資本主義の不平等な発展、全世界的な生産過剰、民営化、不就労者の増加、流動化、新自由主義的構造改革、そして国家レベルにおけるゼロ・サム的政策——は、今日も支配的であり続けている。従って、今後も刑産複合体は発展を続けるであろう。

二 コメント

1 刑産複合体とは

大統領退任式の際、アイゼンハワーは、ソ連の脅威を誇張する巨大な軍需産業・政治家・官僚などの集合体を「軍産複合体 Military Industrial Complex」と名付け、その存在が国民の自由と民主的な過程とを危殆化しているとして警告を促した。これに対して、近年、注目を集めているのが、本論文で分析されている「刑産複合体」である。

刑産複合体とは、それぞれの利害を持って刑事司法の拡大を目指して活動を行う、刑務所ビジネス、政治家、官僚達の集合体である。その特色は、自己増殖的であるということである。けだし、その利害達成の為には、刑事司法の「原材料」、つまり被収容者を滞りなく供給し、刑務所人口を増やすことが必要だからである。アメリカでは、現在、この刑産複合体が刑事政策の決定過程

において多大な影響力を行使しているといわれている⁽¹²⁾。

2 本論文のまとめ

本論文は、刑務所民営化の背景にある刑産複合体の分析を行うことで、民営化問題をアメリカの政治・社会・経済全体のコンテキストの中で読み直し、歴史的な位置づけを与えている。筆者はまず、刑産複合体の三つの特徴（刑務所人口増加、刑務所の民営化、刑罰の退行）を説明した上で、1970年以降のアメリカにおける拘禁ブームが犯罪率の増加、経済変動などとは関連のないことを実証的に結論づけ、刑務所人口の多さは拘禁が政治的に利用されてきた結果であると主張する。すなわち、「民主主義の危機」と「経済の危機」の中、福祉国家的な改革を逆行させ、新自由主義的な経済と強い国家を強調する国家戦略を推し進める過程において、社会福祉を縮小し、マイノリティーや貧困者を周縁化し、閉じこめておくために拘禁が利用されたのであった。古くは南部諸州において行われた諸政策に沿革をもつこのような政治的・社会的な流れがアメリカにある限り、今後も刑産複合体は発展を続けるであろうとの悲観的な予測がなされている。

ウッド論文は、60年代の民主主義の危機と、70年代以降の経済の危機とによってアメリカの特殊な刑事司法の状況が生まれた、という。確かに、拘禁率（とりわけマイノリティーの拘禁率の高さ）、刑事司法の民営化、処罰的な刑事司法の発現は、アメリカにおいて特に顕著であるといえることができる。しかし、ウッドも指摘している通り、政策による拘禁率の増加、刑務所の民営化、人種・民族的少数者の不公平な被害者化、悪化しつつある拘禁条件等の傾向は、カナダ、オーストラリア、イギリス等においても存在するし、二つの危機によってアメリカにおける上記の傾向が極度に促進されたとしても、アメリカを「手本」とする国々においても同様の傾向が現れているといえることができる。それでは、日本はどうか。

3 日本における刑産複合体の形成

筆者が指摘する、刑産複合体の三つの特徴は、近年、日本においても発現している。

まず、刑務所人口の増加である。犯罪白書によれば、行刑施設の一日平均収容人員は1993年以降増加している。2002年末現在の収容率は既決については116.5%にも達している。過剰収容の傾向が明らかである。新受刑者数も増加している。2002年度における新受刑者は、前年に比べ6.4%も増加している。そのうち、初入者の比率が上昇していること、刑期が2年を超えるものの割合が増えていることが特徴的であるとされる。これは、単に犯罪が増え、有罪確定者が増加した、という理由のみによるものではなく、裁判所の判決における実刑の数が増えていること、懲役刑の量刑の基準が全体として長期化していること、無期懲役の新受刑者が急増して仮出獄者が減少していること等の事情によって、刑務所人口の増加に拍車⁽¹³⁾がかけられている。

第二に、「刑罰の退行」傾向は、近年の、法定刑の引き上げ、判決の重罰化、拘禁刑の長期化（判決によって科される懲役刑が長期化したのみならず、仮釈放がなかなか認められない状況の存在）などから見てとることができる。さらに、過剰収容傾向に伴う、刑務所環境の劣悪化も懸念される。この5年間で、刑務所内の懲罰事犯の総数は、40%近く増加している。この原因は、刑務所内の生活環境が悪化していることにあるとの指摘も存在する⁽¹⁴⁾。近年、覚せい剤事犯者が急増しているにもかかわらず、刑務所内における薬物治療プログラムの充実⁽¹⁵⁾は行われてきていない。さらに、刑務所内の医療の充実が遅れをとっていることも以前から指摘⁽¹⁶⁾されている。

そして、最後に、今後、民間企業の行刑への関与が日本においても始まろうとしている（2007年の「美祢社会復帰センター」開設など）。これは、主として過剰収容対策のための刑務所建設の手段であり、欧米における純粋な刑務所民営化とは異なるというのが法務省の主張であるが、いずれにしても行刑への

民間の参入という点では世界的な刑務所民営化の流れと軌を一にする。地元の雇用創出・税金対策の名目で、刑務所の誘致が盛んに行われていることも注目されねばならない。

これら、本論文で言及されている三つの特徴の存在以前の問題として、規制緩和、脱福祉国家、民営化などの傾向が日本の政治・経済・社会において存在する。確かにマイノリティーや貧富の格差に関する問題がアメリカに比して、さほど大きくない日本の社会においては、アメリカにおけるような拘禁の政治的利用という側面が顕著ではないかもしれない。しかし、捜査機関による近年の犯罪（特に少年・外国人による犯罪）の増加の強調、被害者保護の為の厳罰化の主張、それらをも組み込んだ捜査機関の「大きな刑事司法」への政策の転換の主張など、刑事政策が政治の場に登場する機会は近年増えつつある。新たなPFI刑務所が建設されることで、今後民間企業の刑務所ビジネス市場、それを利用した証券会社等の活性化が拡大することも予想される。地方自治体は、税金・雇用対策として続々と刑務所建設に名乗りをあげ始めている。民営刑務所によって社会的に有力なアクターが得る利益は、アメリカにおいて指摘されているが、日本においても今後同じような状況が生み出されるであろう。これらのことは、今後の日本における刑事司法政策のあり方を示唆している。刑産複合体が日本においても形成されつつあるという可能性がある。

4 刑務所の民営化が持つ意味

刑務所の民営化に反対する論者にとって、おそらく最も答えにくいのは、諸外国において公営刑務所に比べ、質がよく効果的な処遇を行っている民営刑務所が、現実存在するという点である。しかし、民営刑務所について論ずる場合には、個別の刑務所の処遇がいかなるものであるかに注目する以前に、刑務所の民営化の動きがどのようなコンテキストにおいて生まれてきたか、その背後にある刑事司法がいかなる理念で運営されているかという民営化の背景に注目せねばならないのではなかろうか。

確かに刑務所の民営化は、これまで国によって一方的に担われてきた行刑に民間が介入することで、行刑を「社会化」するという側面をも有している。しかし、我々が今後民営刑務所について検討するにあたって常に念頭に置くべきなのは、民間企業が加わることによって行刑においてどういう変化がもたらされるのか、何が目指されているのか、それが大きな社会の動きの中でいかなる意味を有し、将来的にどのような展開をしていくことが予想されるかという問題である。本論文は、これらの問題を考える上で、有用な視点を提供している。

〈注〉

- (1) 本稿においては以下、ウッド論文を引用する際には、() 内に頁数を書き込むこととする。
- (2) 本論文において、「刑産複合体」とは、ここ30年ほどの間に、民間企業の関与によって変質したアメリカの刑事司法システムのことをいう、と定義されている。(16)
- (3) 合衆国司法統計局のデータによれば、1925年から1975年まで、刑務所人口は、10万～20万人の間を推移していた。1960年代においては公民権その他の社会運動が活発化し、様々な分野に関する革新的な連邦最高裁の判断が下され、民主党による政治改革への取り組みが行われた結果、1961年から1972年にかけて、拘禁率は22%減少した。しかし、1972年から2000年にかけては、1970年代後半に落ち込みを見せたものの、州及び連邦の被収容数は20万人弱から130万人強に、すなわち6.5倍に増加し、拘禁率は人口100万人につき93人から478人へと上昇した。
- (4) 31の州と連邦の行刑システムにおいて、14の企業が153の民営施設を運営し、87369人の被収容者が民営施設に拘禁されている（全定員数は119442人）。
- (5) Sir Leon Radzinowicz, *Penal Regressions* (1991), p. 431.
- (6) 黒人取締法 Black Codes、囚人貸出制度、マグノリア・フォーミュラ、黒人差別法 Jim Crow 等が例に挙げられている。(20)
- (7) 1990年代において、アフリカ系アメリカ人は、合衆国の人口の12%を占めている。これに対して、被収容者に占めるアフリカ系アメリカ人の割合は、2000年12月31日現在では46.2%にのぼり、18%がヒスパニック系である。1991年の拘禁率に基づいて行われた1997年司法統計局の研究によれば、アフリカ系アメリカ人の男性が一生の中で刑務所に行く確率は28.5%、ヒスパニック系男性では16%、白人男性では4.4%である。南部では、1997年の州刑務所の被収容者で人種が判明している者のうち、63%が

アフリカ系であった。ノース・カロライナ州ではアフリカ系アメリカ人が刑務所人口の63%、薬物事犯者の76%、第二類薬物を販売若しくは所持していたとして刑務所に送られた者の92%を占める。

- (8) Eric Schlosser, "The Prison Industrial Complex," *The Atlantic Monthly* (1998), p. 54.
- (9) 拘禁率は1970年代前半に上昇し始めたが、犯罪指数はその後ほぼ下降している。犯罪率は1980年に最高となったが、1999年には、最大時の71.7%にとどまっている。これは1973年以来もっとも低い数値である。
- (10) 窃盗犯はレーガン期の直前、1980年にピークを記録した。1999年には1967年以降もっとも減少し、ピーク時の62%となった。凶悪犯罪の数値はこれより後に(1991年)ピークに達したものの、以後減少を続け、1999年に最大時の75%となり、1980年代前半の数値に近づいた。
- (11) 様々に入り組んだ法、憲法、政治的規定の集合体。低賃金による利益を得ない者と多人種間の協力や抜本的改革等の危険な考えを持つ者の公民権を剝奪した。
- (12) 刑産複合体について書かれたものとして、Schlosser, supra note (8); Steven Donziger, *The Prison-Industrial Complex; What's Really Driving the Rush to Lock 'Em Up*, *The Washington Post*, March 17, 1996; Mike Davis, *Hell Factories in the Field: a prison-industrial complex*, *The Nation*, February 20, 1995. Vol. 260; Chris Weaver and Will Purcell, *Comment: The Prison Industrial Complex: A Modern Justification for African Enslavement?*, 41 *How. L. J.* 349 (1998) 等がある。
- (13) 石塚伸一「刑事施設の過剰収容と二つの刑事政策」刑事立法研究会編『21世紀の刑事施設』(日本評論社、2003年) 5-7頁。
- (14) 同上7頁。
- (15) 大藪志保子「薬物依存者処遇の新時代」前掲注(13) 書165-166頁。
- (16) 前野育三ほか『法学的犯罪学 刑事政策のすすめ』(法律文化社、2004年) 80-81頁【前田忠弘担当部分】。

(ささくら・かな／日本学術振興会特別研究員・一橋大学)